

川口市立青木中央小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、川口市立青木中央小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する会員の個人情報の適正な取り扱いと、活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿の作成・管理及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会の個人情報保護管理者（以下、「管理者」という。）は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会の個人情報取扱者（以下、「取扱者」という。）は、本会理事とする。

(秘密保持義務)

第5条 本会役員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示するものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的で利用する。

- (1)PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2)本会の事業に関する文書等の送付
- (3)本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (5)立哨当番表の作成、行事・イベントの名簿等の作成
- (6)ホームページや広報紙等の広報媒体への掲載
- (7)問い合わせまたは依頼等への対応
- (8)その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(周知)

第8条 本会の個人情報取扱いについては、総会資料や広報紙等の適切な方法により周知する。

(利用目的による制限)

第9条 あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者・取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 保存期間を過ぎた個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第11条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティの対策を実施し、パスワード設定等の管理を適切に行うものとする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理を適切に行うものとする。

3 オンラインでの情報共有システムを利用する場合、システムへの登録を招待承認制とし、パスワード

ド設定を行う等、本会役員以外が情報を閲覧できない対策を講じ、情報の管理を適切に行うものとする。

- 4 個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 P T Aが利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第12条第1項(1)から(4)の場合を除く)に提供したときは、次に掲げる事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意に関する事項(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1項(1)から(4)の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意に関する事項(事業者でない個人から提供を受ける場合を除く)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏洩時等の対応)

第16条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、必要な対策を遅滞なく講じるものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第18条 本規則は、関連法令の改正または実務上の不備が発生した場合等において、本会理事会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第8条に定める方法で周知するものとする。

附則 本規則は、令和6年5月31日より施行する。